

(平成25年9月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

東北（秋田）厚生年金 事案 3131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

夫は、昭和35年2月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、56年10月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、

昭和 36 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を26万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 31 日
株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する通帳及び申立人に係る口座取引履歴等により、申立人は、平成15年7月31日に株式会社Aから賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、当委員会を含む年金記録確認地方第三者委員会に対し、株式会社Aから賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、その調査において当該複数の同僚が提出した申立期間に係る賞与支払明細書によると、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記通帳等に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、26万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、株式会社Aに照会しても回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年7月31日は31万8,000円、同年12月30日は19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年10月及び同年11月は24万円、同年12月は22万円、14年1月及び同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年6月から同年8月までは24万円、同年11月は26万円、同年12月は19万円、15年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は32万円、同年6月は19万円、同年7月は32万円、同年8月は22万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は22万円、16年1月は19万円、同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月30日
③ 平成13年10月1日から16年6月11日まで
株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間①及び②に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

また、申立期間③に係る標準報酬月額が実際の給与の額よりも低くな

っているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人に係る口座取引履歴等により、申立人は、平成15年7月31日は31万8,000円、同年12月30日は19万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aに照会しても回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間③の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成13年10月及び同年11月は24万円、同年12月は22万円、14年1月及び同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年6月から同年8月までは24万円、同年11月は26万円、同年12月は19万円、15年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は32万円、同年6月は19万円、同年7月は32万円、同年8月は22万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は22万円、16年1月は19万円、同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、前述の給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届

け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち平成 14 年 4 月、同年 5 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額の低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間③のうち平成 14 年 10 月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書によると、給与が支給されておらず、厚生年金保険料の控除も確認できないことから、申立人が同年 10 月についてその主張する標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和34年6月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、平成7年9月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社からの回答、雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンラ

イン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年5月31日から同年6月1日まで

夫は、昭和33年4月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、57年10月に関連会社の株式会社Dに異動するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にE県F市からG県H市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社I事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、

昭和 36 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は33万6,000円、同年12月15日は30万1,000円、16年6月15日は45万5,000円、18年6月15日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 16 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 16 年 6 月 15 日
④ 平成 18 年 6 月 15 日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人に係る預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は33万6,000円、同年12月15日は30万1,000円、16年6月15日は45万5,000円、18年6月15日は30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間にお

ける夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（山形）厚生年金 事案 3137

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を10万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 15 日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人に係る預金口座取引履歴等により、申立人は、10万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3126

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 30 日

A事業所から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された期末・勤勉手当内訳書により、申立人は申立期間において、12万1,437円の賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A事業所は、年金事務所に対し、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、賞与支給日（平成22年6月30日）から2年以内に提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないと述べている。

さらに、A事業所から提出された社会保険料内訳書によると、同事業所は申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、平成24年9月から25年1月までの期間に分割して控除していることが確認できるが、当該控除時期において、申立期間に係る厚生年金保険法による保険料徴収権は、時効（2年）により既に消滅している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 30 日

A事業所から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された期末・勤勉手当内訳書により、申立人は申立期間において、39万492円の賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A事業所は、年金事務所に対し、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、賞与支給日（平成22年6月30日）から2年以内に提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないと述べている。

さらに、A事業所から提出された社会保険料内訳書によると、同事業所は申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を平成24年9月に控除していることが確認できるが、当該控除時期において、申立期間に係る厚生年金保険法による保険料徴収権は、時効（2年）により既に消滅している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3128

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 30 日

A事業所から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された期末・勤勉手当内訳書により、申立人は申立期間において、8万6,651円の賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A事業所は、年金事務所に対し、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、賞与支給日（平成 22 年 6 月 30 日）から2年以内に提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないと述べている。

さらに、A事業所から提出された収入状況一覧表によると、同事業所は申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を平成 25 年 2 月に控除していることが確認できるが、当該控除時期において、申立期間に係る厚生年金保険法による保険料徴収権は、時効（2年）により既に消滅している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3129

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 30 日

A事業所から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された期末・勤勉手当内訳書により、申立人は申立期間において、43万5,014円の賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A事業所は、年金事務所に対し、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、賞与支給日（平成22年6月30日）から2年以内に提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないと述べている。

さらに、A事業所から提出された社会保険料内訳書によると、同事業所は申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、平成24年9月から25年1月までの期間に分割して控除していることが確認できるが、当該控除時期において、申立期間に係る厚生年金保険法による保険料徴収権は、時効（2年）により既に消滅している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 30 日

A事業所から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された期末・勤勉手当内訳書により、申立人は申立期間において、29万696円の賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A事業所は、年金事務所に対し、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、賞与支給日（平成22年6月30日）から2年以内に提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないと述べている。

さらに、A事業所から提出された歳入歳出外現金明細表によると、同事業所は申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を平成24年10月に控除していることが確認できるが、当該控除時期において、申立期間に係る厚生年金保険法による保険料徴収権は、時効（2年）により既に消滅している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。